

北海道缶詰協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北海道缶詰協会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を北海道小樽市に置く。

(目的)

第3条 本会は、北海道内における缶詰食品産業界相互の連携を強化するとともに、缶詰用原料の安定確保、缶詰製造技術の向上、それらに伴う人材養成、缶詰需要の開拓及び拡大、それらに必要な情報の収集等を行ない、その他缶詰食品産業の振興のために必要な事業を積極的に推進することにより、北海道道内の缶詰食品産業の振興を図り、その経営の安定及び合理化を期し、もって北海道経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 缶詰食品産業に係る会員間交流に関すること
- (2) 食品産業界間及び異業種間の交流に関すること
- (3) 缶詰食品産業の経営及び技術の向上改善に関する研修等人材養成に関すること
- (4) 缶詰食品製造技術の向上に関する調査研究
- (5) 缶詰食品産業に必要な原材料の安定確保に関する技術的研究と普及
- (6) 缶詰食品産業に必要な原材料の生産・購買方法(契約方法等)に関すること
- (7) 缶詰食品産業に必要な原材料生産の基となる優良種苗の安定確保と供給に関すること
- (8) 缶詰食品に係る需要の開拓及び拡大に関すること
- (9) 缶詰食品の多品目化を含めた新製品の開発と、その市場開拓及び拡大に関すること
- (10) 缶詰食品に関する消費者対策に関すること
- (11) 缶詰食品の原料から製造及び市場に関する情報・資料の収集と提供に関すること
- (12) 缶詰食品製品の原料から製造までの合理化、省力化に関すること
- (13) 行政庁、あるいは関係機関に対する缶詰食品業界の総意の取りまとめ、及び意見具申等による、業界の経済的地位の改善に関すること
- (14) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること
- (15) 上記事業の実施に関する内容は別記で定める